

1 配分対象

被災により土砂流出した法面であって、その地域の被災者が合意の下に二次災害防止（建物や公共的空間等への被害防止）のためにその復旧に取り組むもの（住家等建物の宅盤の修復は除く）

- 「建物」とは、①住家、②店舗、事業所等の事業用建物、③貸家・貸店舗等、④空き家（居住用に限る。）をいい、義援金の配分対象としている建物とします。
- 「公共的空間等」とは、①道路（里道を含む。）、②公園、③運動広場、④ちびっこ広場、⑤スポーツ広場、⑥ゲートボール場等をいい、不特定多数の市民が利用しているものとします。

2 提出書類一覧

区分	提出書類
施工前	① 義援金申請書（第3次配分用）
	② 施工業者による見積書及び工事費内訳書
	③ 当該法面の被災箇所が確認できる写真
	④ 当該法面の復旧工事に係る竣工図面
	⑤ 法面所有者を確認できる書類（登記簿謄本等）
	⑥ 法面所有者の同意を証する書類
	⑦ 二次災害防止の要件を証する付近の見取図及び写真
	⑧ 町内会・自治会（以下「町内会」という。）が二次災害防止のため、平成26年8月20日の豪雨災害により土砂流出した法面の復旧に合意していることを証する書類（町内会の総会、役員会、理事会の議事録等）
	⑨ 町内会が被災者を構成員としていることを確認できる書類（町内会名簿、り災証明書）
施工後	⑩ 当該復旧費用を支払ったことを確認できる書類等（領収書の写し等）
	⑪ 当該法面の復旧に係る工事費内訳書
	⑫ 当該法面の復旧した箇所が確認できる写真
	⑬ その他復旧の内容等に応じて確認が必要となる事実を証する書類

3 留意事項

- (1) 当該法面の施工業者は、原則、広島市競争入札参加資格者名簿に登録された者とします。
- (2) その他の義援金の配分対象となるものは対象外とします。
- (3) 義援金の配分対象となる施工範囲は概ね被災した箇所を復旧する広さまでとします。
- (4) 申請に基づき、配分を決定した際には、配分に係る決定通知書を交付の上、当該申請に係る取組が完了した時点で義援金を配分し、事前の配分は行いません。なお、自己資金の不足により代金の支払いができない場合は、工事完了報告書等の提出により、領収書の写しの提出に代えることもできますので、ご相談ください。
- (5) その他の公的支援等を受けている場合は、事前にご相談ください。